

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**令和元年8月9日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900005号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1900034号

## 第1 結論

請求者のA社における平成19年\*月\*日から平成20年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年\*月から平成20年8月までの標準報酬月額については、17万円から26万円とする。

平成19年\*月の訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

平成19年\*月から平成20年8月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年\*月\*日から平成20年9月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、請求期間の標準報酬月額が17万円と記録されている。請求期間の給与は賃金台帳どおり支給されており相違しているので、事実に即した標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成19年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間については、A社の事業主（以下「事業主」という。）から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者の請求期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）（26万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（17万円）を超えていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2に基づく育児休業期間中（平成19年\*月\*日から同年\*月\*日まで）に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官（当時）に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育

児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められている。

以上のことから、請求者の平成 19 年 \* 月の標準報酬月額については、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答から、26 万円とすることが必要である。

2 請求期間のうち、平成 19 年 \* 月 \* 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間については、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者の本来の報酬月額（26 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（17 万円）より高額であることが確認できる。

一方、厚生年金の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の本来の報酬月額の範囲内であることから、これらの報酬月額のいずれか低い方の額を認定するところ、事業主から提出された請求者に係る賃金台帳から、オンライン記録により確認できる標準報酬月額 17 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

以上のことから、請求者の A 社における平成 19 年 \* 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。